

平成23年8月3日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 浅 香 竜 太

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）については、6月6日付け家庭局長通知により、法律の概要及び附帯決議の内容をお知らせしたところですが、同法の立法趣旨の理解に役立てていただくため、4月19日に開催されました衆議院法務委員会の会議録を送付します。離婚後の面会交流の在り方（6頁、8～13頁等）、親権停止制度の運用（17～19頁等）、児童相談所と家庭裁判所との連携強化（17～18頁等）、児童福祉法28条事件における保護者指導勧告の在り方（24～25頁）など国会審議における主要な議論の内容が含まれています。裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職員に回覧するなどして、その趣旨等を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、民法等の一部を改正する法律に関する国会審議の会議録全体となると大部であるため、今回は一部のみを送付することとしましたが、その余の会議録については、インターネット上の国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）において検索できますので参考にしてください。

敬 具

第177回国会衆議院法務委員会会議録（平成23年04月19日）

平成二十三年四月十九日（火曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長 奥田 建君	
理事 滝 実君	理事 辻 憲君
理事 橋本 清仁君	理事 樋口 俊一君
理事 牧野 聖修君	理事 平沢 謙栄君
理事 大口 善徳君	
相原 史乃君	井戸 幸さえ君
大泉ひろこ君	金子 健一君
川越 孝洋君	京野 公子君
熊谷 貞俊君	黒田 雄君
桑原 功君	陸 猛君
橋 秀徳君	中島 政希君
野木 実君	三輪 信昭君
水野 智彦君	山崎 康耶君
横条 勝仁君	あべ 俊子君
河井 克行君	北村 茂男君
柴山 昌彦君	馳 浩君
森 英介君	柳本 卓治君
漆原 良夫君	城内 実君

.....

法務大臣	江田 五月君
法務副大臣	小川 敏夫君
厚生労働副大臣	小宮山洋子君
最高裁判所事務総局家庭局長	
政府参考人	
（法務省民事局長）	原 優君
政府参考人	
（厚生労働省大臣官房審議官）	
政府参考人	
（厚生労働省大臣官房審議官）	
法務委員会専門員	生駒 守君

豊澤 佳弘君

藤田 幸昌君

石井 淳子君

委員の異動

四月十九日

辞任	補欠選任
水野 智彦君	金子 健一君
北村 茂男君	あべ 俊子君
棚橋 泰文君	馳 浩君

同日

辞任	補欠選任
金子 健一君	水野 智彦君

あべ 俊子君 北村 茂男君
馳 浩君 横橋 泰文君

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

○奥田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長原優君、厚生労働省大臣官房審議官篠田幸昌君、厚生労働省大臣官房審議官石井洋子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥田委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局豊澤家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。あべ俊子君。

○あべ委員 こんにちは。自由民主党のあべ俊子でございます。

今回の民法等の一部を改正する法律案、これは私は本当に賛成でございまして、特に、主な要点といたしまして、親権の停止制度、この部分は本当に現場からは必要とされたところでございます。また、未成年後見制度の見直しに関しまして、法人または複数の未成年後見人の許容、これに関しまして、民法上、非常に必要とされてきた部分であります。また、児童相談所、これからは児相というふうに略させていただきますが、この親権代行につきましての規定、さらにはまた離婚後の家庭の

面会交流権、ここの部分は非常に賛成する部分でございます。

特に、聖域とされました民法の親権制度の見直しに踏み切ったということは、私は非常に評価されるものだと思っております。現行法の規定が不十分だった部分が多くございまして、特に、親権の部分で施設長の監護に対する権限がどこまでなのか。これは、児童福祉法の四十七条二項のところでございますが、親権者と施設長、どちらが優先されるかということが、児童虐待の児童に対して非常にあいまいであったという部分が大きいと思っております。また、一時保護された児童に関しましては、児童相談所のその権限があいまいであった、こういう観点から、私は、今回の親権停止、二年を限度としてということでございますが、非常に重いものだと思っております。

親権剥奪という形になってしまったときに、それはこれまで三十五年間で三十一件しか出てこなかったという問題がございます。大臣、これに関しては、なぜこんなに件数が少なかったというふうにお思いでいらっしゃいますか。

○江田国務大臣 親権のあり方というのが大変な社会問題になって、親権者が親権を適切に行使しない、そういう事例が次から次へと本当に続いたわけですよね。しかし、親権の喪失となるとこれはもう完全に切れてしまうわけで、やはり、そこまで大きな喪失という効果をもたらす手続きが用意されていないということになると、どうしてもそこは、鶏頭を割くに牛刀をもって、これではやはり牛刀は使いにくいということになって、これまで使われなかったんだと思っております。

ということで、もう少し、あるいは大いに使いやすい制度をつくらうと、委員が本当に深い理解をしていただいていることに感謝を申し上げます。

○あべ委員 大臣がおっしゃったように、親権喪失というのは余りに重過ぎて、しかしながら、親と引き離す必要があるのではないかという現場の声を受けて、また、親子の再生支援という観点からも、この停止については

私は賛成するものでございます。

特に、私は看護師でございまして、医療の現場で医療ネグレクトという場面にいるいろいろな場面に出会いました。大臣も御存じのように、報道で言われています、子供が中耳炎なのに治療を受けさせない、軽いものでは、インフルエンザの予防注射を拒否する、また、宗教上の理由で手術、輸血などを拒否するというのをさまざま現場で見ていた中にありまして、親権の剥奪、親権停止を一時的にすべきであったという事例もあったわけがあります。

しかしながら、私が、親権停止に、また医療ネグレクトに関して、子供にとって、命を守るために親権停止が必要だというふうに判断した場合に、この停止を行ったとき、また手術費用に関しては、これはだれがどのように負担する形になるのでしょうか。

○原政府参考人 民法八百二十条の規定は、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」こう規定しているわけですが、この規定は、監護、教育の費用の負担まで定めたものではない、その費用の負担は子に対する親の扶養義務の履行の問題であると一般的に解されているところだと思います。

○あべ委員 さらにまた、例えば親権者の不当な主張などという例が幾つか出されているところがありますが、また、この親権停止に関連して、親権停止をしなければ、さまざまな、子供たちがやりたい、また行わなければいけないことに対して阻害をされているというケースが出されています。

報道等では、特に、アルバイトで、一時親から引き離された子供たちが携帯電話を契約しようとしたら、親がそれを断り、携帯電話が持てなかった事例、また、進学をしてちゃんと勉強したいという思いがあったのに、親が子供の了解なしに、また親と一緒に今いない状況にあるにもかかわらず、勝手に退学届を出してしまった例、また、本人が、まだ未成年であるけれども、自分で住みたいと仕事をしながらアパート契約をしたにもかかわらず、親がその契約を打ち切った例などがございます。

大臣、いわゆる本人が何をしたいかということに関して、この親権停止ではどのような影響が出ると思われていますか。

○江田国務大臣 今、委員が電話の例とかあるいは学校の例とか借家の例とかをお挙げになりましたが、親権を停止しますと、これは親権者にかわる者がちゃんと指定をされる、未成年後見人、こういう者が親権者にかわ

て同意をして契約を結ぶことができるようになるということだと思います。

○あべ委員 それは特に、さまざまな虐待がございますが、身体的な虐待、性的虐待、経済虐待、さらには、子供たちの思いを妨げてしまう精神的虐待みたいなさまざまなものがある中で、この親権停止に関しては、その子供たちの将来を妨げるものではない、しかしながら、親にとっては非常に辛い部分もかなりあると私は思っております。

特に、親権者の不当な主張についてということがございますが、大臣、この不当な主張についてというのはどういふものがございませうか。

○江田国務大臣 これはさまざまあるわけで、先ほどの医療ネグレクトについても、私なんか子供に水泳ばかりやっています、しょっちゅう中耳炎をしていますが、中耳炎というのは、なりたてにすぐ、ケフラルでしか、抗生物質を飲めば治るんですけども、そこを逃すと、本当に慢性になったら大変なんですわね。

それなのに親権者が、それは、子供がお医者さんにかかるのを、どういう理由でもよるしいや、自分は親権者としてそういうことに同意をしないと、これはもう幾らでもあると思います。不当な親権の行使の主張をして、子供の利益に反する結果をつくり出す。例は、今私は医療ネグレクトのことしか挙げませんが、幾らでもあると思います。

○あべ委員 本当に大臣のおっしゃるとおりでございまして、不当な介入ということに関しては議論がさまざま分かれるところでありまして、特に私がこれはどちらにとって大切なのかよくわからないことの一つに、例えば特別支援学級の例があります。

自分の子供はそこまで障害がない、普通学級で学ばせたい、しかしながら、子供が軽い知的障害があったり発達障害があったりするとき、通常の学級ではパニックを起こしてしまう、どう考えても、きめの細かい、その子に合った対応が必要であるから、特別支援学級に入れた方がいいというふうに判断を例えば児童相談所などがしても、親はそうではないと言ったときに、子供にとっての児童の福祉ということが、本当にどちらが正しいかは非常に難しい部分があると思っております。これは今回の法案を可決することに妨げになるものではございませんが、この議論は私は続けていかなければいけないと思っております。

大臣、これについてお願いいたします。

○江田国壽大臣 特別支援学級がいいのか、統合教育と
いいますか、一般の学級がいいのか、これは本当に難し
いことで、一般論としては、障害を持った子供たちも一
緒にみんなと同じクラスで学ぶことが普通の子供たち
にとってもいいというような、そういう教育の場になっ
ていけばいいと思うんですが、なかなか現実にはそうなら
ない場合と、それから障害が非常に重くて、先生にとっ
ても周りの子供たちにとっても余りにも負担になり過ぎ
るというような場合もあるだろうと思います。

その判断というのは、これは私がここでこっちがよ
ろしいとかいうようなものではなくて、それぞれの現場
現場でみんな考えながら、悩みながら決めていくこと
だと思いますが、一番の基本は、やはり親が親権者です
から、その親が子供のために何がいいかというのを一生
懸命考えて、そして判断をする。その親の判断が、子供
のためよりも、むしろ逆に、自分のメンツのためとか、
あるいはもっと違った理由によって子供の福祉につな
がらないような判断の場合にはこれは介入をする必要が
出てくるかと思いますが、一番はやはり親が本当に子供
のことを考える、これが基本だと思います。

○あべ委員 おっしゃるとおりでございまして、本当に
子供にとって何が優先順位であるかということ判断
していくことは非常に難しいけれども、継続的に考えて
いかなければいけないことだと私は思っております。

また、今回の法案に関して非常に評価される部分が、
未成年後見人の法人または複数改正であります。特に未
成年後見人は、非常に役割が重過ぎるということで引き
受け手が非常に確保が難しかったという観点や、引き受
ける方々が負担や責任が余りにも重過ぎるということ
でなかなか確保ができなかったところではありますが、こ
の法人、特に児童養護施設、NPO法人などが考えられ
ますが、この未成年後見人の改正に関して、現場でどう
いう声が大のところに上がっていましたでしょうか。

○江田国壽大臣 申しわけないんですが、私自身のとこ
ろに現場の声が上がっているというのは、私もついこの
間就任したばかりなので届いていませんが、そうでなく
て、歴代の法務大臣のところへ上がっているということ
でいえば、それは例えば、いろいろな社会福祉法人が営
むさまざまな施設などから、十八歳、十九歳、これはま
だ未成年、しかし施設には十八になったらもう入れてお
くわけにいかない、だけれども、やはりそれは社会にぼ
んとほうり出すのではなくて、自分のところで今まで見
てきたし、気心もよく知っているし、彼も彼女も私たち

を頼っている、そういうときにこういう法人が監護の、
あるいは教育のお手伝いをさらに続けてやりたい、こ
うような声はいっぱい上がってきているものと承知
をしております。

○あべ委員 この部分は、後見人制度が本当に機能を
していかなければいけないということを考えてときに、
このような複数もしくは法人ということは、本当に望ま
しい形だと思っております。

実は、今回、東日本震災のときにも、後見人の方々が
お一人であったがゆえに、後見人の方々が被災に遭われ
たときに、例えば、その児童たちが次の道に進むときの
障害になったということも聞いておりまして、そういう
観点からも私は重要ではないかと思っております。

そうした中にありまして、特に児童虐待、二〇〇七年
の児童虐待防止法の改正案、これがしかれたことにより
まして、さまざま、その虐待の報告数も上がってきたと
ころであります。この児童虐待防止法施行の後に、平成
二十一年の児童相談所の相談件数は何と四万四千近く
になっておりまして、平成十二年の施行のときより
三・八倍にもなっているということを考えましたときに、
また、警察庁から摘発されている児童虐待件数三百三十
五件、被害の児童は三百四十七人というふう聞いてい
るところであります。

しかしながら、虐待を受けている子供たちは、それが
虐待であるということ認識していない場合もありま
す。特に小さな子供は、親に捨てられるんじゃないかと
いう恐怖の余り隠し続ける、また、親に捨てられなくな
いから親の支配を逃れにくいという問題もあるわけ
であります。命がけで親とつながっていきこうと子供たちが
思っている中に、しかしながら、その子たちの命も守っ
ていかなければいけないという中にありまして、この小
児、児童虐待における親権停止、これは本当に大きな第
一歩だと思っております。

そうした中にありまして、この児童虐待そのものが親
権停止だけで解決する問題ではないと私は思っており
ます。この法案は大賛成でございますが、大臣として、
これから先、この児童虐待、さらに議論を進めていかな
ければいけない部分でございますが、それに対しての思
いをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

○江田国壽大臣 法務省としては、民法の改正で、親権
の一時停止という枠組みを用意いたしました。これが大
いに活用されて、そして、複数の未成年後見人の場合、
あるいは法人による後見の場合なども用意をいたしま
したので、こういうものが大いに活用されることを強く

期待したいと思っております。

最近よく報道であるのが、例えば児童相談所へ行っても、全然あるいは本当に親身になってやってくれなかったとか、あるいは警察へ行っても、家庭のことは入らないんだとか言われたとか、そういうようなのが散見されるわけですが、私は、やはり、子供を育てていく、子供というのは社会の宝ですから、子供を育てていくというために役に立つ社会支援はすべて、こういう親権の一時停止という制度を留意していますから、これを活用して子供のために一生懸命に働いてほしいと本当にそういうふうにおっしゃって、これはもちろん、法務省だけの仕事ではありません、厚生労働省その他関係の皆さんにもよく協力をいただいて、子供の育ちというものを社会的に支援していきたいと思っております。

○あべ委員 大臣おっしゃるとおりでございまして、私は、しかしながら、児童虐待に関して、今回の法律の第一歩は非常に大きいと思っております。二〇〇七年の改正児童虐待防止法案、これに強制調査権が入ったということは大きな一歩でありました。十年前、本当に少なかった、家庭訪問さえできなかった状態が、行政が立ち入ることができ、一時保護することで救える子供や家庭はふえたという中に、今回の親権停止も非常に大きな一歩だと思っております。

しかしながら、心配されるのは、児相が、非常に人が少ない中で、これ以上の役割を負っていく体制になっているんだらうかということが、実は現場から上がっているところでございます。きょうは、政府参考人で厚生労働省の方から石井さんがいらしておりますので、ぜひ、この児相の体制を、しっかり小児虐待を防ぐために、もっともっ手厚くしなければいけないと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

まさに、いみじくも先生がおっしゃられましたように、仮に今回の法案がうまく成立したとしても、それをしっかり使いこなして、児童虐待防止、あるいは親子の再統合にしっかりつなげていくことが極めて肝要でありまして、そのためには、児童相談所の体制をしっかりと整えていくというのは本当に肝要であるというふうにお思っております。

私どもも、その問題意識はしっかり持っております。実は、児童福祉司というのが児童相談所の中で虐待の対応で中心的な役割を担うわけでございますが、この児童福祉司の増員ということについて、厚生労働省として、地方交付税措置について算入するように総務省に要望

をいたしてきておりまして、平成二十三年度におきましては、標準団体が三十名から三十二名と、二名増員することといたしております。

また、正規職員以外に、児童相談所の専門性を高めるためのさまざまなサポートの手段は必要でありますので、例えば、弁護士や医師などの外部の専門家の助言が得られるような体制整備を図るための費用を補助する、あるいは、虐待を行った保護者に対して、保護者指導支援員、これは、児童福祉司等と同等程度の知識をお持ちの方ではございますけれども、そういう方々を配置して指導を行うための費用を補助するとか、こういったような予算的な措置で児童相談所の体制強化にも努めているところでございます。

また、二十二年度の補正予算におきましては、安心子ども基金に、定額補助によりまして、児童虐待防止に係る緊急強化対策を新たに盛り込んでおりまして、虐待通告のあった児童の安全確保のための補助職員を、これは十分の十でございまして、配置できるような経費を盛り込みまして、虐待防止のための体制強化を図っているところでございます。

今回の法改正によりまして、親権に関する児童相談所の業務も追加されるわけでございますので、今後とも、地方交付税措置の要求や、あるいは弁護士費用等の補助などを通じまして、体制の強化に一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○あべ委員 石井政府参考人がおっしゃったように、私は、法案は非常に大きな一歩だと思っておりますが、児童虐待に関しては、いかに予防していくかという環境が必要でありますし、学校教育、地域教育も必要だと思っております。

私、看護教育を受けたのが、二十年前、アメリカで受けたわけでございますが、児童虐待をどうやってアセスメントするかということの詳細に教えてもらいました。例えば、子供に注射をしたとき、子供に治療をするときに、普通の子供は泣くわけですが、泣かずに我慢している子は児童虐待の可能性があるので、しっかりアセスメントをするようにということを開きまして、また、そのアセスメントの評価表もかなりいろいろなツールがございまして、簡易版なども教わったわけであります。

また、そういう授業の中で、もう一つありましたのは、児童虐待をしている親は、自分が虐待をされている可能性がある。すなわち、自分が虐待されて育ってきているので、自分の子供を育てるときに、子供というものの普通の育て方を知らない。まず、子供が生まれた段階で、子供というのはこうやって褒めてあげる、こうやって抱

き続けてあげる、殴るんじゃないんだ、ののしるんじゃないんだということをゼロから教えてあげないといけないということも教わりました。そういう、虐待をされて育ったがゆえに虐待をすることでしか子供を育てることができない保護者の方々をどういうふうにしていくか、これは、石井政府参考人がおっしゃっていた保護者指導ということとまさに運動することです。

もう一つ、石井政府参考人にお聞きしたいんですが、親権停止の期間、二年で区切るわけですが、親権の回復後、どのような形で再び虐待が起きないのか、親をどう再生させていくかということに関してもこれからは重要だと思っておりますが、現相の方でもその体制をこれから先、整えられるということであれば、教えていただきたいというふうに思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

まさに親権停止をされている二年間、この間にいかに親子の再統合をきちっと図っていくかということが重要でございます、まさにそのための親子再統合のプログラムの開発など、私ども一生懸命取り組んでいるところでございます。

現在、多様なプログラムの実施状況とかその効果等について研究を行っております、保護者指導に関する調査、検証の成果を踏まえまして、さらに児童相談所が保護者指導あるいは支援に適切に取り組めるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 ぜひともその部分はお願したいというふうに思います。

最後の質問になりますが、離婚後の面会交流権に関してでございます。

平成二十年、離婚の件数は二十五万一千百三十六、平成元年よりも十万件もふえまして、二分六秒に一組が離婚をするという状態であります。離婚時に未成年の子供がいる家庭が、何とその六割の十四万三千八百三十四であります。

そうした中にありまして、司法統計年報によりますと、面会交流の調停の申し立てが、平成十年は千七百件、平成二十年には六千二百六十一件と四倍になっておりますが、認められたのは何と四九%であります。

特にこの面会交流権、子供の側からしますと、離婚をした一緒に住んでいない親が自分のことをちゃんと思ってくれているという確認をしなければいけない。親離れの促進、またアイデンティティーの確立の点から必要だというふうにも言われているところであります。

ここに関して、大臣、この文言が一言入った、特にこ

の面会交流権の必要性を大臣はどのようにお考えでしょうか。

○江田国務大臣 離婚の場合にどういう取り決めをするかということの規定が十分でなかった。しかし、実際には、面会交流にしても、費用の分担にしても、これは離婚するその親同士でちゃんと約束を決めるということが望ましいことには決まっているので、家庭裁判所でも、なるべくこれを決めさせよう、決めるようにということであるいろいろな努力をした。しかし、なかなかそこに至らなかったということがあります。さらにまた、そうしたことが、父と母の間の駆け引きとか、そういうものに使われてしまうというようなことがあったのが実情だと思っております。

そこで、今回、この面会交流とか費用の分担とかについてきっちり合意をなささいよ、さらに、その合意は子の利益のために第一なんですよ、このことを法律に書き込もうとしているわけでございます。

私は、離婚といえども、父であること、母であること、これは変わらないので、子供のために考えると、やはり、私のお父さんはあそこにいる、私のお母さんはあそこで見ている、これは大切なことなので、基本的には、いろいろな個別の事情はあると思えますよ、あると思うけれども、基本的には、やはり面会交流というのは子供の福祉にとっては大切なことだ、これを奪うというのはよほどのことがないとやっちゃいけないことだと思っております。

家庭裁判所でそういう合意をつくるときに、家裁には調査官がいますから、調査官は、その親子の再統合というようなことまで考えているいろいろなことをやりますから、私としては、家裁調査官の仕事に大いに期待をしたいし、さらにまた、その家裁調査官が、最後に離婚がきちり成立する、あるいは調停の場合もあるでしょう、そういうときに、一応そのいろいろな記録をつくりますので、これは想定の中には何もありませんが、そうしたものが児相その他にちゃんと引き継がれるというようなこともあるいは考えた方がいいのかな、こんなことも思っております。

○あべ委員 私は、子供にとっては本当に大切なことだと思っておりますが、離婚というのはそんなに簡単にされている方は余りいらっしやらないんじゃないかということを考えたときに、元配偶者と子供が接触ということが母親の情緒的な部分に大きな影響を与えということも実はあると思っております、ここの部分のフォローも必要ではないか。また、子供と一緒に住んで

いない親に面会交流をすることによっての中長期的なその影響というのは、私はしっかりフォローも教育もカウンセリングもして、これは法律を超えた形でやっていかなければいけないと思いますので、そちらの方の整備もぜひしていただきたいと思っております。

最後に一言言わせていただきますが、実は、阪神大震災のときに、避難所において児童虐待の報告がかなりされております。私は、今回の東日本大震災、特に避難所生活が長くなる中、児童虐待にはしっかりと焦点を当てていただき、被害者がふえないように、本当にこれからも御配慮いただきたいというふうに思っております。

時間になりましたので質問を終わります。ありがとうございました。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳です。きょうもよろしくお願いたします。

今ほど、あべさんが最後におっしゃった阪神大震災のときの児童虐待の案件というのは、詳しく言うとういうことなんです。いわゆる避難所等における性的虐待が随分あったんですよ。改めて、今般の東日本大震災、避難所における子供の監護についての対応というものを、やはりしっかりと目を光らせていただきたいということをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

では、質問に入ります。

まず最初に、現行の親権規定が定められたのはいつのことでしょうか。

○原政府参考人 明治三十一年に、いわゆる明治民法の第四編に親権に関する規定が設けられております。その後、戦後、新憲法が制定されて、昭和二十二年に、新憲法の理念である個人の尊厳、男女平等の観点から改正が行われて、現行の民法の規定になっているという経緯でございます。

○馳委員 現行の、現在の親権内容をお示しいただきながら、それ以前の親権の内容との違いをお示しく下さい。

○原政府参考人 現行の民法の第四編、親族編を見ますと、その第四章に親権という規定がございます。第一節が総則、第二節が親権の効力、第三節が親権の喪失、こういう構成になっております。

第一節の総則では、だれが親権を行使するかという親権行使の主体についての規定が置かれております。それから、第二節の親権の効力では、監護、教育の権利義務

や財産管理などの親権の具体的内容についての規定が置かれております。それから、第三節、親権の喪失では、親権の喪失や管理権の喪失についての規定が置かれている、こういう体系になっております。

明治民法と比較しますと、明治民法では、原則として、子と家と同じくする父親に親権があるものとされておりまして、母親に親権がある場合は制限されておりました。これは家制度の影響だろうと思っております。戦後、先ほども申し上げましたが、新憲法が制定されて、個人の尊厳や男女平等の観点からの改正が行われましたので、現行民法におきましては、親権は父母が婚姻中は共同で行使する、こういう規定になっております。それから、親権の効力や親権の喪失の規定は、現行民法と明治民法では基本的には同じ内容だと考えております。

○馳委員 明治以降からの親権規定の流れを踏まえると、今回の改正は、子の利益を軸に、明治時代にはない、戦後認められた親権規定を再構成したものと書いてよいのではないかと思います。そういう意味での歴史的意義を感じますが、大臣、いかがでしょうか。

あわせて、文言も、「子の利益のために」ではなくて、子の最善の利益のためにと、もっと明確に改正すべきではなかったのでしょうか。

○江田国務大臣 今、政府参考人から説明がありました。明治憲法というのは基本的に家というのを家族の単位にしまして、戸主がいて、そのもとにずうっと、おい、めいまで含めているいろんな人がそこへ入っていたわけですね。そうした家の一員としての子。したがって、例えば、明治民法の中には、未成年の子の兵役出願の許可、こんなものが親権者にあったり、あるいは母の親権の行使については親族会の同意といったものがあたりしなりました。

しかし、これは個人の尊厳や、あるいは男女の平等ということからしておかしいということで、戦後の改革で家制度をなくして、そして戸籍というのは夫婦と子供という単位にして今の制度になったわけで、基本的には、私は、その段階で親権というのは子供のために行使するんだということになっていると理解をしたいと思いますけれども、しかし、やはり戦前からの流れがずっとあって、なかなかそこは明確でなかった。

しかし、今回、国連でもテルドレンファーストという原則を確立しています。子供というのは未来の夢であり希望であるので、やはり子育てあるいは子育て、これを最重要にして、親権というのはそういうことのために行使するんだということを確認にしたいということで「子